

肝付町内之浦地区防災計画 （北方・南方地区）

平成27年3月策定

目 次

内之浦地区防災計画	P1
内之浦地区自主防災組織協議会規約	P4
内之浦地区自主防災組織図	P6
内之浦地区防災マップ	P7

内之浦地区防災計画 (北方・南方地区)

1 はじめに

内之浦は大隅半島の東部太平洋岸に位置し、温暖でのどかな地域であり、昔から山海の恵みを楽しんできた地区である。しかしながら、太古より風水害や土砂災害、地震や津波による災害にさらされてきた地区でもある。

昨今の公的情報で予想されている、南海トラフ地震に由来する津波や、温暖化で極端な気象の変化による大規模災害、地区内や近隣の地区で経験している土砂災害など、内之浦を取り巻く自然災害リスクは決して低いとは言えない。

自然災害は必ず起こるものと捉え、被害を最小限に食い止めるための一つの方法として、内之浦地区防災計画を策定することで、地区内の防災意識の高揚と危機管理能力の向上を図り、同時に、防災・減災をキーワードとして、地区内の振興会の地域力（自助・共助）を高め、活性化に繋げていくものである。

2 計画の目的

この計画は、平成 25 年 6 月、災害対策基本法改正において、地域コミュニティの地区居住者等による、防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されたことを受けて策定したもので、内之浦地区防災計画と称し、内之浦北方・南方地区の振興会を対象にした、自主防災組織を単位として、防災活動に関する計画を定め、自助・共助によって、自然災害による、人的・物的被害の発生及びその拡大を防止または低減することを目的とする。

3 行動指針

避難行動、避難所の自主運営、防災訓練を以下の行動指針に基づいて行う。

(1) 避難行動

ア 町の広報、テレビ・ラジオ等の情報に留意し、早期避難を心掛ける。

イ 避難行動要支援者は、公的避難所の開設をもって避難開始（避難準備情報）とする。

ウ 避難場所、避難所、避難経路の把握に努める。

(2) 避難所の自主運営

ア 自助・共助の精神に則り管理者と避難者が協働して運営する。

(3) 防災訓練

ア 初期消火訓練、避難訓練、救出救護訓練、情報収集伝達訓練、炊き出し訓練、図上訓練を積極的に行う。

4 計画事項

この計画に定める事項は次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び役割分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及，訓練に関すること。
- (3) 情報収集，伝達に関すること。
- (4) 出火防止，初期消火など被害軽減に関すること。
- (5) 救護，要援護者に関すること。
- (6) 給食・給水・備蓄に関すること。

5 自主防災組織（振興会）の編成と役割分担

平常時，または災害発生時の応急活動を効果的に行うために，自主防災組織の長，及び前項（2）～（6）に対応した組織を編成する。

- (1) 情報班
災害弱者に関する情報，避難情報，生活支援情報，安否確認情報などの情報収集や広報に関すること。
- (2) 生活班
避難所等での生活全般（給食・給水，清掃，福祉支援など）に関すること。
- (3) 避難誘導班
緊急避難場所（一時的に避難する場所），公的避難所及びその経路の把握と避難時の誘導，要配慮者の支援に関すること。
- (4) 救護班
傷病者の応急手当と搬送，衛生管理，要配慮者の生活に関すること。
- (5) 補給班
備蓄品の補充管理，出納に関すること。
- (6) 施設班
初期消火，避難場所の保守管理，災害時の応急的な補修に関すること。
- (7) 研修訓練班
防災研修，防災訓練に関すること。

6 避難計画

以下に記す項目に留意して振興会ごとに避難行動指針を定める。

- (1) 振興会ごとに，緊急避難場所（一時的に避難する場所）を確保すること。
- (2) 緊急避難場所へのルートを知ること。
- (3) 要配慮者（避難しにくい人）の把握を行うこと。
- (4) 振興会によっては孤立する可能性があることを念頭に置くこと。
- (5) 振興会で防災情報等を共有すること。

7 訓練計画

災害に備え、防災意識の高揚を図るため、正規防災訓練のほか、様々な機会をとらえた訓練を計画する。

例) 振興会や自主防災組織の総会時の図上訓練、清掃作業の際の避難経路把握訓練、運動会での消火訓練、振興会行事の炊出しを兼ねた非常食作り等々

8 備蓄計画

(1) 個人的な備蓄品となる飲料水や食料はもちろん、振興会単位で使用するエンジン発電機や燃料・テントなど、共助に係る防災用品の備蓄に努める。

(2) 振興会単位での備蓄計画は、第 11 項の内之浦地区自主防災組織協議会へ報告し、地区全体でバランスを図るものとする。

9 地区内での連携

(1) 振興会は、他の振興会や企業等の団体と連携して減災に努める。

(2) 地区内の企業や各種団体は事業継続計画を策定するよう努める。

10 地区防災リーダー

地区内に若干名の防災リーダーを置き、自主防災組織・振興会等の活動に、助言・提言を行うことは勿論、訓練の企画などを行う。

11 内之浦地区自主防災組織協議会

(1) 自主防災組織の会長、地区防災リーダー等を委員とした協議会を設置し、単位自主防災組織及び町との連絡調整を行う。

(2) 事務局を総合支所内に置く。

(3) 協議会での防災上の決定事項を町へ提言することが出来る。

(4) この協議会の規約は別に定める。

12 付記

この内之浦地区防災計画は平成 27 年 3 月 1 日をもって発効する。

添付資料

①内之浦地区防災マップ

②内之浦地区自主防災組織協議会組織図

内之浦地区自主防災組織協議会規約

平成27年3月1日

(名称)

第1条 この会は、内之浦地区自主防災組織協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本協議会の事務局を肝付町役場内之浦総合支所町民生活課に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、自主防災組織間の連携を高め、相互の連絡調整を図ることにより、自助・共助によって、自然災害による人的・物的被害の発生及び拡大を防止し、地域の防災体制の充実強化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 自主防災活動の充実強化に関すること。
- (4) 自主防災組織相互の連絡調整に関すること。
- (5) その他地域防災力向上に資する事項。

(組織)

第5条 本協議会は、内之浦地区（北方・南方）にある自主防災組織の代表者と地区防災リーダー及び地区内の関係機関等をもって構成する。

(役員)

第6条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員任期は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の実務)

第7条 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 理事は、役員会の構成員となり、会務の運営にあたる。

- 4 会計は、本協議会の会計事務をつかさどる。
- 5 監事は、本協議会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本協議会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、各自主防災組織の代表者をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 事業計画に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) その他、総会が特に必要と認めた事。
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、理事及び会計によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべき事。
 - (2) 総会により委任された事。
 - (3) その他役員会が特に必要と認めた事。

(事業費)

第11条 本協議会の事業費は、総会の議決を経て別に定める。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第13条 会計監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、平成27年3月1日から実施する。

内之浦地区自主防災組織図

